

「農林水産関係市町村別統計」利用者のために

1 農林水産関係市町村別統計は以下の方法で作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。なお、「作物統計調査」及び「特定作物統計調査」は都道府県計値を求めるために設計されている。

ただし、野菜の農林水産関係市町村別データは「作物統計調査」により、指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第二条に規定）について、野菜指定産地（野菜生産出荷安定法第四条の規定に基づき農林水産大臣が指定し告示した産地（平成21年5月8日告示））に包括されている市町村を調査した結果である。なお、北海道のばれいしょにおいては、全市町村について調査した。

(1) 耕地面積及び水稻

「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等を踏まえ、都道府県計値の内訳として市町村別に作成した。

(2) 麦、そば、大豆及びなたね

「作物統計調査」又は「特定作物統計調査」を実施する上で把握した地域における集出荷団体等への郵送調査、農家への標本調査、現地見積りの結果、関係機関からの情報等のほか、10 a 当たり収量については実測調査結果も踏まえ、都道府県計値の内訳として市町村別に作成した。

(3) てんさい

「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における製糖工場等への郵送調査、現地見積りの結果及び関係機関からの情報等を踏まえ、北海道計の内訳として市町村別に作成した。

2 農林水産関係市町村別統計は、耕作者の市町村間の出作・入作を考慮していない（属地統計）。

3 数値については、次の方法で四捨五入しており、市町村値の計が都道府県値と一致しないことがある。

原 数	7 桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (万)	4 桁 (1 000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁 (下から)	3 桁	2 桁	2 桁	1 桁	四捨五入 しない
(例) 四捨五入する前 (原数)	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123
四捨五入した数値 (統計数値)	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	123

4 表中に用いている符号

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

5 市町村範囲については、以下のとおり。

(1) 耕地面積、水稻、麦、大豆及びてんさい  
平成22年4月1日現在の区域

(2) 野菜

野菜指定産地（野菜生産出荷安定法第四条の規定に基づき農林水産大臣が指定し告示した産地（平成22年5月7日告示））に包括されている市町村区域

「農林水産関係市町村別統計」についての問合せ先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 企画班

代表：03-3502-8111 内線 3684

直通：03-3501-4502